|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 処理 | 受　　　付 | 処　　　理 | 口　　座 |
|  |  |  |

|  |
| --- |
| **納税管理人申告（承認申請）書** |
| 　　　　　年　　　月　　　日坂　出　市　長　　　殿［納税義務者］

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| フリガナ |  |
|  |  |
| フリガナ |  |
| （法人の場合）代表者 |  |
| 個人（法人）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 右詰で記載 |
|  | 　　　　　　（　　　　　）　　　　－ |

　次の者を市民税・県民税の納税管理人と定めたので申告（承認申請）します。 |
| 上記，納税管理人となることを承諾します。［納税管理人］

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| フリガナ |  | フリガナ |  |
|  |  | （法人の場合）代表者 |  |
| 生年月日 | 　　　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |
|  | 　　　　　　（　　　　　）　　　　－ |

 |

備考

１　地方税法第３００条第１項および条例第２５条第１項の規定により，市内に住所，居所，事務所，事業所または寮等（以下，「住所等」という。）を有しない納税義務者は，納税に関する一切の事項を処理させるため，市内に住所等を有する者（個人にあっては，独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め，その必要が生じた日から１０日以内に納税管理人申告書を坂出市長に提出しなければなりません。

また，市外に住所等を有する者（個人にあっては，独立の生計を営むものに限る。）を，納税管理人として定める場合には，納税管理人承認申請書を提出してその承認を受けなければなりません。

２　ただし，地方税法第３００条第２項および条例第２５条第２項の規定により，市内に住所等を有しない納税義務者であっても，市税の徴収の確保に支障がないことについて，市長に申請書を提出し，認定を受けたときは，納税管理人を定める必要がありません。